

第3期共同利用型基盤に係る機器賃貸借契約書

賃借人栃木県（以下「甲」という。）と賃貸人株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり第3期共同利用型基盤に係る機器賃貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 乙は、その所有する別紙「賃貸借物件一覧」（以下「貸借物件」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（貸借物件の設置）

第2条 貸借物件の設置場所は、栃木県庁舎（栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号）とする。

2 貸借物件の設置に要する費用は、乙の負担とする。

（賃貸借の期間）

第3条 貸借物件の賃貸借の期間（以下「貸借期間」という。）は、令和9(2027)年11月1日から令和14(2032)年10月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（業務の処理方法）

第5条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「第3期共同利用型基盤に係る機器賃貸借業務委託仕様書」及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、業務を処理するものとする。

（賃貸料）

第6条 貸借物件の賃貸料は、月額金〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇、〇〇〇円）とする。

ただし、第3条に定める貸借期間の始期及び終期が月の中途に係るとき、又は乙の帰すべき事由により甲が賃借物件を借り受けることができなかった日があるときは、当該月分の賃貸料は、日割計算によって算出した額とする。

（物件の検査）

第7条 甲は、納品された物件につき、速やかに検査を行い、物件が本契約の内容に適合していることを確認の上、物件を受領する。

2 前項の検査において、物件に瑕疵があった場合は、甲は乙に直ちにその旨を連絡し、甲は乙の負担において甲が指定する期間内に甲の承認または選択した方法で修理もしくは代替品と交換させることができる。

（賃貸料の支払）

第8条 乙は、毎月初めに前月分の賃貸料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に賃貸料を乙に支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第9条 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の支払期限までに賃貸料を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、賃貸料に対し、年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。

（債務不履行の場合の損害金）

第10条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。ただし、その債務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（納入遅延に対する遅延損害金）

第11条 乙の責めに帰すべき事由により貸借期間の始期に賃借物件を借り受けることができない場合

は、乙は、甲に対して遅延損害金を支払うものとする。

2 前項の遅延損害金の額は、貸借期間の始期から貸借物件を借り受ける日までの日数に応じ、賃貸料に対し、年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。

3 甲に生じた損害額が第1項の規定による遅延損害金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

（譲渡又は転貸の禁止）

第12条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

（貸借物件の譲渡等）

第13条 乙は、貸借期間中に貸借物件を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得た上、甲がこの契約と同一の条件で貸借物件を使用できるよう措置するものとする。

2 前項に定める場合を除くほか、乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

（貸借物件の移転）

第14条 甲は、貸借物件を第2条に規定する設置場所から他の場所へ移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

（貸借物件の現状変更）

第15条 甲は、貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙と協議をするものとする。

（事故の通知）

第16条 甲は、貸借物件に事故が発生したときは、乙に通知するものとする。

（貸借物件の保守）

第17条 乙は、貸借物件が正常に作動するよう定期的に点検調整を行うものとする。

2 貸借物件に障害が発生した場合は、乙は、甲の要求により速やかに技術員を派遣して必要な措置を講ずるものとする。

3 貸借物件の保守に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失による場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により点検調整を行ったとき又は必要な措置を講じたときは、直ちに点検表を作成し、甲に提出するものとする。

5 甲は、乙から前項の点検表の提出を受けたときは、直ちに点検表の内容を検査しなければならない。

（損害賠償）

第18条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって貸借物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。

（履行の追完）

第19条 借り受けた貸借物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は、乙に対し、貸借物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。

2 前項に規定する契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。

（賃貸料の減額）

第20条 借り受けた貸借物件が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて賃貸料の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに賃貸料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による賃貸料の減額の請求をすることができない。

(催告による解除)

第21条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙がこの契約に違反したとき又は乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第23条 前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、解除の時から貸借期間の満了時までの賃貸料の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。ただし、その契約の解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

2 甲に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(担保責任の期間の制限)

第24条 借り受けた賃借物件が、種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであった場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、第10条に規定する損害賠償、第19条に規定する履行の追完及び第20条に規定する賃貸料の減額の請求、前3条に規定する契約の解除若しくは違約金の請求をすることができない。ただし、甲が賃借物件を借り受けた時に乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第25条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金

の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（賠償額の予定）

第26条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（貸借物件の返還）

第27条 甲は、貸借物件を借り受けた後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた貸借物件の損耗並びに貸借物件の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合であっても、甲は乙と協議の上、現状のままで返還することができる。

3 貸借物件の返還に要する費用は、乙の負担とする。

（個人情報保護）

第28条 乙はこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ）

第29条 乙はこの契約による業務を処理するに当たっては、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

（再委託の禁止）

第30条 乙は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（変更の届出）

第31条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到達したものとみなす。

(契約の費用)

第32条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第33条 この契約について訴訟等を行う場合は、〇〇市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(信義則)

第34条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第35条 暴力団等排除に関する特約条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(疑義等の決定)

第36条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8(2026)年〇月〇日

甲 栃木県宇都宮市埴田一丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印